

### 振動規制法に基づく特定建設作業

	作 業 の 種 類
1	くい打ち機（もんけんおよび圧入式くい打ち機を除く。）くい打ち機（油圧式くい打ち機を除く。）またはくい打ちくい抜き機（圧入式くい打ちくい抜き機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）